

鳥取縣公報

規則

鳥取縣規則第四十七号

自作農創設特別措置特別会計施設補助金交付規程を次のように定める。

昭和二十五年七月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

自作農創設特別措置特別会計施設補助金交付規程

第一條 知事は昭和二十五年農林省告示第一二五号自作農創設特別措置特別会計施設補助金交付規程による補助金を市町村に交付するときはこの規程による。

第二條 前條に規定する経費は左に掲げるものとする。

- 一、農地対價等徴収に必要な市町村の経費
- 二、国有農地等の維持管理に必要な市町村農地委員会に要する市町村の経費

昭和二十五年七月二十一日
第二千二百二十七号

金 曜 日

本署ノ大キサハ國定規格A五判

第三條 この規程による補助金の交付を受けようとする市町村は様式第一号による申請書に左に掲げる書類を添付し二通を知事に提出しなければならない。

〔前條第一号による場合〕

- 一、様式第二号による事業計画書
- 二、様式第三号による收支予算書

〔前條第二号による場合〕

- 三、様式第四号による事業計画書
- 四、様式第五号による收支予算書

前項の書類の外知事は必要と認める書類の提出を命ずることがある。

第四條 補助金の交付を受けた市町村で前條の規定により知事に提出した書類に記載した事項に重要な変更を加えようとするときは予め知事に届け出なければなら

00733

なり。

前項の規定による届け出があつた場合には知事は必要と認める事項の変更を命ずることがある。

第五條 第三條の補助金の交付を受けた市町村は翌年五月三十一日までに様式第二号、第三号、第四号、第五号による事業成績書及び收支決算書を知事に提出しなければならぬ。

第六條 補助金の交付を受けた市町村が左の各号の一に該当するときは知事は補助金の全部若しくは一部の還付を命ずることがある。
一、本規程に違背したとき
二、補助金交付の條件に違背したとき
三、支出額が予算額に比べて著しく減少したとき

附 則

1、この規程は公布の日から施行し昭和二十五年四月一日から適用する。
2、この規程によつて市町村が知事に提出する書類は所轄地方事務所を経由しなければならぬ。

告 示

◇鳥取縣告示第三百四十六号

助産婦名簿に次の者を登録した。
昭和二十五年七月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 氣高郡青谷町大字青谷四、〇二六番地
現住所 同本籍地

昭和二十五年七月十日第一、五〇八号

塩 俊 子

本籍地 八頭郡西郷村大字小河内二〇五番地
現住所 同本籍地

昭和二十五年七月十日第一、五〇九号

漆 原 英 子

本籍地 島根縣隠岐郡五箇村大字山田一、一二二番地
現住所 鳥取市古市一 市立鳥取市民病院院内

大正十三年十月二十五日生

00734

昭和二十五年七月十日第一、五一〇号

田 中 井 喜 美 子

昭和四年四月一日生

本籍地 岡山縣小田郡笠岡町大字笠岡二、四二五番地

現住所 東伯郡上井町上井四四九番地

昭和二十五年七月十日第一、五一一号

齊 藤 満 佐 子

昭和三年十二月二十一日生

◇鳥取縣告示第三百四十七号

健康保険法、船員保険法に基づく保険医の指定を次のように取消した。
昭和二十五年七月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

診療科名 名 称 一 所 在 地

内、外、小 十 倉 医 院 米子市尾高町一〇五
産婦人 市立鳥取市民病院 鳥取市古市一

◇鳥取縣告示第三百四十八号

健康保険法、船員保険法に基づく保険医に次のような異動があつた。

昭和二十五年七月二十一日

取消事由 保険医氏名 取消年月日

診療所閉鎖 十倉仙一 昭和二十五年六月三日
管外轉出 佐川秀逸 同 七月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00735

診療科名	名称	新	旧	異動事由	保険医氏名	異動年月日
齒	湖山齒科医院	鳥取市賀露町一七〇三	東伯郡橋津村橋津三二三	姓名及び診療所々在地変更	湖山弘行	昭和二十五年五月三十日
全	協坂医院	日野郡多里村多里二二三二	日野郡大宮村印賀一八九六	診療所々在地	協坂浦雄	同六月八日
齒	河瀬齒科医院	鳥取市東町一四三の二	鳥取市大工町頭二一	同	河瀬外佐	同六月十六日
外	浜村町立直管診療所	氣高郡浜村町勝見	市立鳥取市民病院 鳥取市古市	同	徳岡淳一	同七月一日
内、皮 眼、小	巨島医院	岩美郡浦富町牧谷五〇〇	氣高郡松保村松保村診療所	同	巨島博	同七月一日
齒	林齒科医院	鳥取市本町一丁目二	鳥取市立川町二丁目一〇九	同	林寛	同六月十五日

○鳥取縣告示第三百四十九号
健康保險法、船員保險法に基く保險医(齒科醫師である保險医を含む)を次のように指定した。

昭和二十五年七月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

診療科名	名称	療 所	在 地	保險医氏名	指 定 年 月 日
内、小	安陪診療所	八頭郡河津町大字河原一九七の三	安陪	幸人	昭和二十五年五月二十六日

00736

診療科名	名称	療 所	在 地	保險医氏名	指 定 年 月 日
内、外	神奈川村國民健康保險直管診療所	日野郡神奈川村大字武庫四八四ノ一	万袋	寸三	同 六月一日
内、小	大村医院	八頭郡智頭町智頭一六九〇	大村	節次郎	同 七月一日
齒	都橋齒科医院	同 一六五六	都橋	泰明	同 六月十五日
同	尾島同	氣高郡湖山村	尾島	徳子	同 六月二十日
同	橋本同	東伯郡由良町由良宿一一四六	田中	隆正	同 六月十三日
同	田村齒科浦富出張所	岩美郡浦富町七三四ノ三	田村	威	同 六月十三日
同	倉繁齒科分院	東伯郡三朝村大字三朝	藤川	政男	同 七月十日
内、小、 婦人、耳 鼻	大伊村國民健康保險直管診療所	八頭郡大伊村大字殿三六八	山田	秀夫	同 四月一日
内、小	巨島医院	岩美郡浦富町牧谷五〇〇	巨島	怜子	同 七月一日
齒	伊藤齒科医院	鳥取市吉方二七〇	今田	尙子	同 七月十日
産婦人	市立鳥取市民病院	鳥取市古市一	原田	肇	同 七月十日

○鳥取縣告示第三百五十号

岩美地方事務所及び氣高地方事務所管内において檢稅吏員証、縣稅檢査章及び縣稅滯納者財産差押証票を次のように返納並びに交付した。

昭和二十五年七月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00737

区分	番号	交付返納年月日	所属庁	資格	氏名
縣稅檢査章	一七	昭和二十五年七月一日返納	岩美地方事務所	鳥取縣事務吏員	吉村 一雄
同	一六二	同	交付	氣高同	同
縣稅滯納者	一七	同	返納	岩美同	同
財產差押証票	一六三	同	交付	氣高同	同
同	一六三	同	交付	氣高同	同
檢稅吏員証	五七	同	同	同	同
同	五八	同	同	岩美同	高野 須泰昭

◇鳥取縣告示第三百五十一号

次の保安林を解除する予定である。

昭和二十五年七月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

縣 郡 町村 大字	字	地 番	地目	積	要解除実測又は見込積	所有者住所
鳥取 八頭 社 安藏	鹿の子下の谷	一、三四〇ノ一	町	一、四五〇〇	一、四五〇〇	社 村
同	同	同	同	一、六五〇〇	一、六五〇〇	同
同	同	同	同	一、六五〇〇	一、六五〇〇	同

00738

◇鳥取縣告示第三百五十二号

昭和二十五年度生活改良普及員の臨時資格試験を次の通り実施する。

昭和二十五年七月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、日時及び場所

(一) 日時 昭和二十五年九月二十六日から二十八日まで三日間

(二) 場所 東伯郡上井町

(三) 時間割及び場所の詳細は別途受験者に通知する。

二、試 験

(一) 筆記試験

A 必須項目

- 1、農業一般
- 2、家事経済
- 3、被服及び住居
- 4、食物と栄養
- 5、家庭保健及び衛生

作文

B 選択項目

- 1、教育
- 2、育 兒
- 3、看 護
- 4、家庭物理化学
- 5、家庭生物

〔註〕1、選択項目は受験者において適宜二項目を選定する。

2、筆記試験は旧制専門学校卒業程度においてこれを行う。

(二) 実地試験

実地指導上必要な知識についてこれを行う。この実施に当つては地域性を重視することとする。

(三) 社会常識検査

生活改良普及員として必要な社会常識についてこれを行う。

(四) 人物検査

生活改良普及員として必要な個人的、公民的能力及び社会的、道徳的適応性の程度についてこれを行う。

三、提出書類及び期限
1、提出期限
昭和二十五年八月三十一日まで

2、願書に添附すべき書類
(1) 履歴書 別記様式(イ)

(2) 寫真(名刺版)受験願書の裏面に貼附する。
(3) 筆記試験選択項目申込書 別記様式(ロ)

(4) 学校卒業証明書或は試験検定合格証明書
(5) 受験資格を証明する資料
(6) 身体検査書

(イ) 受験願書提出先
鳥取縣農林部農業改良課

「註」必ず書留郵便又は本人持参のこと。

四、受験資格
(一) 旧制中等学校(旧制乙種農学校を含む)又は新制

高等学校卒業後三箇年以上、公共団体もしくは法人立の農業もしくは家政に関する試験研究、教育機関において試験研究もしくは教育に従事した者又は公共団体もしくは法人の組織において農業もしくは家政に関する実務もしくは普及事業に従事した者

(ロ) 農業又は家政に関する旧制専門学校、新制短期大学、都道府縣立農業講習所又はこれに準ずる教育機関の卒業者

(ハ) 農業又は家政に関する旧制又は新制大学の卒業者、
註1、実業学校卒業程度検定及び専門学校入学者検定
規定による試験検定に合格した者は旧制中等学校卒業者とみなすこととする。

2、実業学校教員検定規定による農業又は家政に関する学科目の検定規定に合格した者、中学校、高等女学校教員検定規定による農業又は家政に関する学科目の検定に合格した者及び専門学校卒業程度検定規定による農業に関する学科目の試験検定

合格した者は夫々農業に関する旧制専門学校卒業者とみなすこととする。

3、外国の学校で内地の学校における課程と同等以上の課程を修めた者は内地のこれに相当する学校卒業者とみなすこととする。

4、外国において農業もしくは家政に関する試験研究教育実務又は普及事業に従事した年数は内地のそれに相当する事業に従事した年数とみなすこととする。

5、旧制中等学校卒業者及びこれと同等以上の資格を有する者を入所資格とする教育機関において農業又は家政に関する課程を修めた者についてはその修業年限を農業又は家政に関する実務に従事した者とみなすこととする。

五、合格
試験に合格した者については試験終了後一箇月以内に公示するとともに合格証明書を附与する。

六、任用
資格試験合格者名簿中より地区農業改良委員会が当該

地区に勤務する生活改良普及員を選考し知事がこれを縣農業改良委員会に諮つて任命する。

様式(一)(用紙半紙)
受験願書

本籍地
現住所

氏名(振仮名をつけること)
生年月日

私儀生活改良普及員資格試験を受けたので書類を具して願ひ上げます。

知事宛
右氏名印

様式(二)(用紙半紙)
履歴書

本籍地
現住所

氏名(振仮名をつけること)印

00741

学業 生年月日

- 一、年月 何学校何学年に入学
- 一、年月 何学校何科卒業(又は何事由に依り何学年中途退学又は何学年在学中)

業務

- 一、年月 何官拜職命もしくは何業に従事(職務内容を詳細に明確に記入すること)

- 一、年月 何事由により退官もしくは廃業

一、摘要

試験研究に従事した期間	年	箇月
教育に従事した期間	年	箇月
普及事業に従事した期間	年	箇月
実務に従事した期間	年	箇月
合計	年	箇月

(試験実施期日までの期間とすること)

賞罰

- 一、年月 何事由により何賞何罰を受く

身上に関する事項

- 一、年月 何事由により何と改氏名等様式(用紙半紙)

筆記試験選択項目申込書

氏名印

私儀筆記試験選択項目中左記二項目について受験致します。

記

鳥取縣告示第三百五十三号

鳥取縣国民健康保険委員会規程を次のように定める。

昭和二十五年七月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一条 国民健康保険制度の円満な発達を期するため鳥取縣庁に鳥取縣国民健康保険委員会(以下委員会とす)を置く。

00742

第二条 委員会は知事の諮問により左の事項を審議する。

- 一、條例の制定、廃止又は組合及び保険団体連合会の設立、解散並びに分合に関する事項
- 二、社団法人に対する規程の許可又はその取消に関する事項
- 三、療養の給付の充実改善に関する事項
- 四、保険者及びその団体連合会の経営する診療施設の経営に関する事項
- 五、その他指導監督上重要な事項

第三条 委員長は知事をもつてこれに充てる。

- 2 委員及び臨時委員は保険者及びその連合会その他関係団体の代表者並びに被保険者の利益を代表する者若しくは学識経験のある者の中から知事が任命又は委嘱する。

第四条 委員長は会務を総理する。

- 2 委員長が事故あるときは委員長長の指名する委員がその職務を代理する。

第五条 委員会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は官公吏及び関係団体の職員中から知事が任命又は委嘱する。

- 3 幹事は委員長の指揮を受けて庶務を整理する。

第六条 委員会に書記若干人を置く。

- 2 書記は官公吏及び関係団体の職員中から委員長が任命又は委嘱する。

- 3 書記は上司の指揮を受けて庶務に従事する。

第七条 委員会の審議が特定の保険者又は保険団体連合会に関するときは、その保険者又は保険団体連合会の理事者は委員会に出席して意見を述べることができる。

第八条 委員会は地域別に支部を置くことができる。

- 2 支部に関する規程は別にこれを定める。

第九条 この規程に定めるもの、外議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は委員会が定める。

附 則

この規程は昭和二十五年七月一日から適用する。昭和二十二年七月鳥取縣告示第二七八号は廃止する。

◇鳥取縣告示第三百五十四号

昭和二十五年七月二十九日定例縣会を鳥取市に招集する。

昭和二十五年七月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

教育委員會規則

◇鳥取縣教育委員會規則第七号

学校事務職員の結核疾患による長期休養者の取扱いを次のように定める。

昭和二十五年七月二十一日

鳥取縣教育委員會

学校事務職員の結核疾患による長期休養者取扱規則

学校事務職員の結核疾患のための長期休養を要する場合

の休職取扱については教育公務員特例法第十四條を準用

する。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

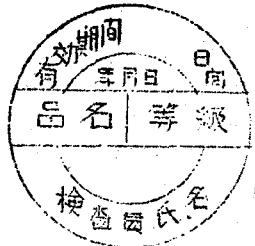
正 誤

昭和二十五年七月七日鳥取縣公報第二二二三号登載の鳥取縣規則第四十四号中誤植があるので次のように訂正する。

四頁第二号様式(ゴム製)検査印

誤

正



昭和二十五年七月二十一日印刷
昭和二十五年七月二十一日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日
第三種郵便物認可)

發行

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町

印刷

印刷

鳥取縣